

フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～d)のとおりとする。

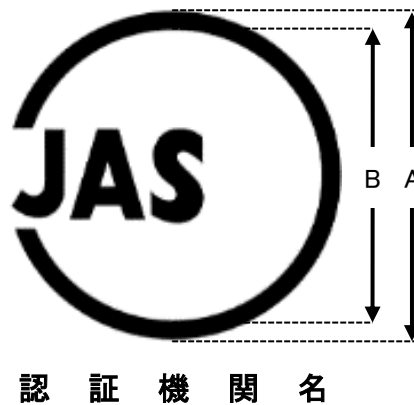


図 1—格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

3 格付の表示の方法

各枚又は各こりの見やすい箇所に、付さなければならない。

制定等の履歴

制 定	昭和 49 年 12 月 2 日農林省告示第 1148 号
一部改正	平成 3 年 8 月 9 日農林水産省告示第 1010 号
一部改正	平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 822 号
一部改正	平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正	平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
一部改正	令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 667 号
最終改正	令和 7 年 4 月 11 日農林水産省告示第 588 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7 年 4 月 11 日農林水産省告示第 588 号
令和 7 年 5 月 11 日から施行する。